

留寿都村の健全化判断比率・資金不足比率を公表します

◆1 制度の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は毎年度、5つの財政指標を住民のみならずへ公表することが義務付けられました。

公表が義務付けられた財政指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率であり、資金不足比率を除く4つの指標をまとめて、健全化判断比率といいます。

健全化判断比率及び資金不足比率には、財政のイエローカード状態にあたる“早期健全化(又は経営健全化)基準”、レッドカード状態にあたる“財政再生基準”が設けられており、これらの基準を超える指標となると、財政健全化等の計画を策定し、基準を超える指標が“早期健全化(又は経営健全化)基準”を下回るよう健全化に努めることとなります。

◆2 算定の結果

令和4年度決算に基づき健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率を算定したところ、いずれも「早期健全化基準(又は経営健全化基準)」を下回り、全て健全段階となりました。算定した比率は下表のとおりです。

(単位:%)

| 比率名 | | 令和4年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|----------|-------|---------|--------|
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率 | — | 15.00 | 20.00 |
| | 連結実質赤字比率 | — | 20.00 | 30.00 |
| | 実質公債費比率 | 12.5 | 25.0 | 35.0 |
| | 将来負担比率 | 57.1 | 350.0 | |

| 会計名 | | 令和4年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------------|-------|---------|
| 資金不足比率 | 簡易水道事業特別会計 | — | 20.0 |
| | 公共下水道事業特別会計 | — | |

※実質赤字額、連結実質赤字額、資金不足(赤字)額がないため「—(該当なし)」で表示しています。

◆3 比率の対象範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲は下図のとおりです。

| 留寿都村 | | 一部事務組合・広域連合 | 地方三公社・第三セクター |
|-------------------------|--------------------------------------|---|--------------|
| 一般会計 | 特別会計 | 羊蹄山ろく消防組合、 羊蹄山麓環境衛生組合、 後志広域連合、 北海道後期高齢者医療 広域連合 ほか | 該当なし |
| 普通会計 (一般会計、 診療会計) | 公営事業会計 (国保会計、介護サービス事 業会計、後期会計) | | |
| | うち公営企業会計 (簡水会計、下水会計) | | |
| 実質赤字比率 | | | |
| 連結実質赤字比率 | | | |
| 実質公債費比率 | | | |
| 将来負担比率 | | | |
| 資金不足比率 | | | |

◆4 比率の概要

| | |
|-----------|---|
| ①実質赤字比率 | <p>一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。</p> <p>15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。</p> |
| ②連結実質赤字比率 | <p>地方公共団体の全ての会計を合算したあとの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。</p> <p>20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となります。</p> |
| ③実質公債費比率 | <p>一般会計等の実質的な借入金の返済額(※1)が、標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。借金返済負担の重さを計る指標である。</p> <p>25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が制限され、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。</p> <p>(※1)一般会計等から一部事務組合への“負担金”や公営企業会計への“繰出金”等として支出しているもののうち借入金の返済額に見合う額を含む。</p> |
| ④将来負担比率 | <p>一般会計等が背負っている実質的な借金の残高(※2)が、標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。将来的に負担しなければならない負債の重さを計る指標である。</p> <p>350%以上で財政健全化団体となります。上記3つの指標と違い財政再生団体となる基準はありません。</p> <p>(※2)一般会計等が将来的に支出しなければならない“債務負担行為に基づく支出予定額”、“一般会計等以外の会計へ支出する借入金の返済額”、“退職手当支給予定額”等の予定額を含む。</p> |
| ⑤資金不足比率 | <p>公営企業の資金不足額が、事業規模である料金収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。</p> <p>20%以上で経営健全化団体となります。また、将来負担比率と同じく財政再生団体となる基準はありません。</p> |